

21 世紀の森公園周辺エリア活用推進事業
公募設置等指針

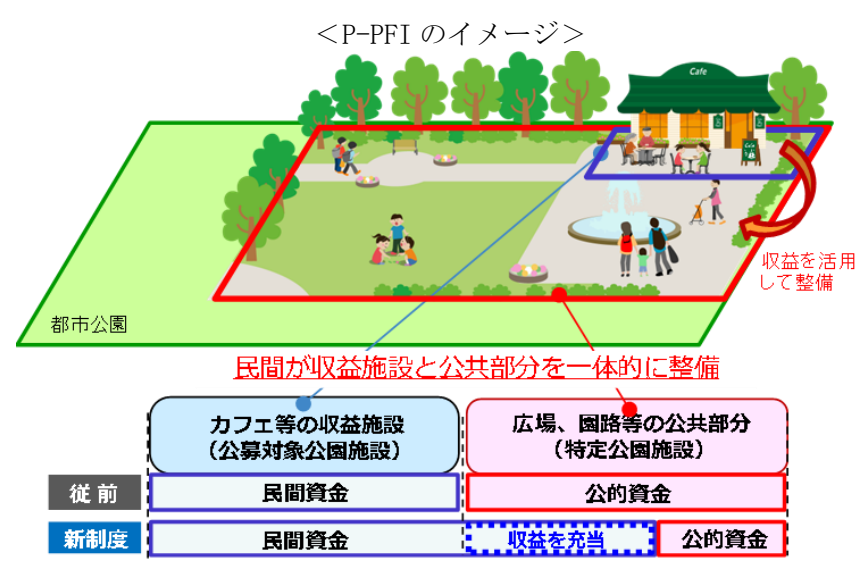
令和5年10月

名護市

目次

1. 事業の概要	1
(1) 事業の目的.....	1
(2) 21世紀の森公園の概要	1
(3) 公園の整備方針	3
(4) 事業範囲	5
(5) 事業イメージと役割分担.....	5
(6) 事業の流れ.....	7
(7) その他.....	8
2. 公募対象公園施設等の設置等に係る事項.....	9
(1) 公募対象公園施設の種類.....	9
(2) 公募対象公園施設の場所及び規模	9
(3) 管理運営開始の時期	12
(4) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額	12
(5) 特定公園施設の建設に関する事項	12
(6) 利便増進施設の設置に関する事項	13
(7) 都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置	13
(8) 原状回復の義務	14
(9) 認定の有効期間	14
3. 公募の実施に関する事項等.....	15
(1) 公募への参加資格.....	15
(2) 提供情報	16
(3) リスク分担.....	18
(4) 事業破綻時の措置.....	19
4. 公募の手続きに関する事項等	20
(1) 日程.....	20
(2) 応募手続き	20
(3) 事務局	24
(4) 受付時間	24
(5) 審査方法等.....	24
(6) 公募設置等予定者等の決定	28
(7) 公募設置等計画の認定	28
(8) 契約の締結等	28
(9) 法規制等	29
(10) その他.....	29

■用語の定義

<p>P-PFI</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。 <p style="text-align: center;"><P-PFI のイメージ></p>  <p style="text-align: center;">民間が収益施設と公共部分を一体的に整備</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">従前</td> <td style="border: 1px solid blue;">カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</td> <td style="border: 1px solid pink;">広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">新制度</td> <td style="border: 1px solid blue;">民間資金</td> <td style="border: 1px solid pink;">公的資金</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">新制度</td> <td style="border: 1px solid blue;">民間資金</td> <td style="border: 1px solid pink;">収益を充当 公的資金</td> </tr> </table>	従前	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)	新制度	民間資金	公的資金	新制度	民間資金	収益を充当 公的資金
従前	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)								
新制度	民間資金	公的資金								
新制度	民間資金	収益を充当 公的資金								
<p>公募対象公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等 									
<p>特定公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。 									
<p>利便増進施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFIにより選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。 									
<p>公募設置等指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> P-PFIの公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。 									
<p>公募設置等計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の3の規定に基づき、P-PFIに応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。 									
<p>設置等予定者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。 									
<p>認定計画提出者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公園管理者が、都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者 									

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

「21 世紀の森公園周辺エリア活用推進事業」（以下「本事業」という。）は、公募設置管理制度（Park-PFI）を活用して、21 世紀の森公園に新しいサービスを提供するとともに園内施設整備を実施することで、名護湾沿岸基本計画で掲げられた「誰もが”健幸”になれる海と陸のスポーツ&レクリエーション拠点」を実現し、地元住民の日常的な公園利用と、観光客の誘致を図ることで、当該エリアを核とした地域活性化を目的としています。

(2) 21 世紀の森公園の概要

21 世紀の森公園は、国道 58 号沿いの名護市役所前に広がる、平成 12 年沖縄サミットの報道センターが置かれた場所です。広大な敷地には、体育館や屋内運動場、サッカー・ラグビー場、相撲場、市民会館、野外ステージ、ビーチなど、多彩なスポーツ・文化施設が立地しています。特に、名護市営球場は、プロ野球・北海道日本ハムファイターズの春季キャンプ地として知られています。

表 21 世紀の森公園の概要

名称	21 世紀の森公園（名護浦公園）
所在地	名護市宮里二丁目 1 番
面積	26.0ha うち事業区域 約 2.2ha
公園種別	総合公園



※今後の再整備計画については、参考資料 8 21 世紀の森整備計画(改訂)をご確認ください。

■21世紀の森公園の園内施設

No.	名称	備考	No.	名称	備考
①	あけみおSKYドーム	・H24 供用開始 ・年間 4.9 万人利用 (R4 実績 : 3.5 万人)	⑬	モデル花壇	・防衛省補助により整備
②	国際交流会館	・H12 年築 ・年間約 1 千人利用 (R4 実績 : 6 千人)	⑭	野外ステージ	・年間 1.7 万人利用 (R4 実績 : 9 千人) ※申請ありの利用者
③	屋外投球練習場・前広場	・R2 度供用開始 ・イベント時使用想定	⑮	多目的プレザン	・スケートボード利用 ・3on3 バスケット利用
④	市営球場	・R1 年築 ・1~2 月 : プロ野球キャンプ ・3 月 : 大学野球合宿	⑯	少年野球場	・年間 1 万人利用 (R4 実績 : 1 万人)
⑤	第二球場	・S53 年供用開始 ・年間 4 千人利用 (R4 実績 : 6 千人)	⑰	ゲートボール場	・H1 年供用開始 ・年間 1 千人利用 (R4 実績 : 1 千人)
⑥	サッカー・ラグビー場	・年間 1 万人利用想定 (R4 実績 : 4 千人) ・2 面整備中 ・R3 年 : 1 面完成予定	⑱	テニスコート	・S59 年供用開始 ・年間 3.6 万人利用 (R4 実績 : 3.8 万人)
⑦	イベントドーム	・H11 年供用開始	⑲	労働福祉センター	・H6 年建築 ・年間 3 万人利用 (R4 実績 : 9 千人※利用制限あり)
⑧	ビーチハウス	・温水機能なし	⑳	相撲場	(R4 実績 : 260 人)
⑨	BBQ 広場	・年間 9 千人利用 (R4 実績 : 1 千人)	㉑	21 世紀の森屋内運動場	・H3 年供用開始 ・年間 4.7 万人利用 (R4 実績 : 3.1 万人)
⑩	浮島		㉒	21 世紀の森体育館	・H2 年築 ・年間 10 万人利用 (R4 実績 : 11 万人)
⑪	人工ビーチ遊泳エリア	・利用可能期間 4 月~9 月 ・クラゲネットあり	㉓	大型遊具	・R8 年供用開始予定
⑫	池・松林	・公園内散水に利用 ・管理に補助金活用 ※松くい虫防除事業			

※駐車場については、参考資料 9 駐車場台数の整理をご確認ください。

(3) 公園の整備方針

公園の整備方針として、以下の1)、2) 上位計画を参考として、計画を提案してください。特に、以下の内容は重点事項とし、審査において評価させていただきます。

- ・ 1) ②、2) ④に示すとおり、今後、名護市を代表する観光名所となる拠点施設の整備をしてください。
- ・ 多様な緑の機能を適切に維持管理する必要があります。事業対象範囲内についても、現況の機能に配慮した整備計画を立案してください。
※21世紀の森公園は、都市基幹公園であるため、緑被率が50%(13.0ha)以上を維持する必要があります。現在の緑被率は約56%(14.56ha)です。
※記念植樹については、伐採できませんので、移植する必要があります。
※整備計画範囲内で支障となる樹木がある場合は移植を原則としますが、樹木の移植・伐採については、本市との協議が必要です。
- ・ 既存施設との調和を考慮し、園路、ベンチ、東屋等は、北部地域の石材や赤瓦等の名護の風土を取り込んだ、既存施設と共通性のある材料、デザインとしてください。

1) 名護湾沿岸基本計画(R3.3) 21世紀の森公園周辺エリア

【エリアコンセプト】

誰もが“健幸”になれる、海と陸のスポーツ&レクリエーション拠点
～公園のアクティビティを通して市民も来訪者も健康で幸せになれる拠点となる～

【実現に向けた戦略】

①【誰もが“健幸”】誰もが名護湾沿岸でのスポーツや健康づくりに親しみ、健康で幸せ（健幸）になれる場を充実させる。

プロ野球のキャンプ地、スポーツのまち・自転車のまちとしての強みを活かし、誰もがスポーツに触れ、健康づくりに取り組むことができる場を充実させることで、プロスポーツ、生涯スポーツ、レクリエーションなど様々な活動ニーズに対応するとともに、市内外から多くの人々が訪れ、市民も来訪者も、心身ともに健康で幸せ（健幸）になれる場を目指します。

②【滞在の魅力向上】名護湾沿岸のロケーションや資源を楽しむ時間を過ごせる場を提供し、来訪・定住の魅力高める。

名護湾沿岸の穏やかなビーチや21世紀の森での癒し・くつろぎ・遊び、やんばるの森と一体となった自然体験・学びなど、名護ならではのロケーションでの滞在の魅力を高めることで、市民の居場所づくり・コミュニティづくりにつなげ、市民が名護市への愛着を深めるとともに、来訪者も名護での滞在を楽しめる場を目指します。

2) 21世紀の森整備計画改訂(R5.3)

【今後の整備計画及び方向性】

①多様な緑の機能を活用しつつ、魅力ある名護市らしい森づくり

21世紀の森公園には、さわやかな木陰をつくる疎林、潮風や季節風を防いでくれる防風潮林、

道路からの影響を防ぎ通行景観となる緩衝林、多種の樹木等で構成される森等、多様な機能を創造してきた。今後も緑の持つ多様な機能を維持できるよう管理等を継続する。また、今後整備する樹木等については、これまで通り名護市の気候・風土や海浜地としての地域特性に適應するものとし、園路、ベンチ、照明等の小施設のデザインについても、名護の風土を取り込んだ、これまでと共通性のあるデザインで整備する。

②市民の手による森づくり

これまでも市民、企業、関係団体等より森づくりの一環としてリュウキュウマツ、ヤシ等の幼木の植樹が行われてきた。今後も森の場所、種類毎に対応する樹種を、市民等参加での植樹を積極的に行い、森づくりを行っていく。また、市民の植樹への参加を促進するために、取り組み(案)を提案する。

③スポーツや健康づくりに親しみ、健康で幸せ(健幸)になれる場の充実

誰もがスポーツに触れ、健康づくりに取り組むことができる場を充実させ、プロスポーツ、生涯スポーツ、レクリエーション等様々な活動ニーズに対応するとともに、市内外から多くの人が訪れ、市民も来訪者も、心身ともに健康で幸せ(健幸)になれる場を目指す。(「名護湾沿岸基本計画」の21世紀の森公園周辺のエリアコンセプト)

④名護湾沿岸のロケーションや資源を楽しむ時間を過ごせる場の提供

名護湾沿岸の穏やかなビーチや21世紀の森での癒し・くつろぎ・遊び、やんばるの森と一体となった自然体験・学びなど、名護ならではのロケーションでの滞在の魅力を高めることで、市民の居場所づくり・コミュニティづくりにつなげ、市民が名護市への愛着を深めるとともに、来訪者も名護での滞在を楽しめる場を目指す。(「名護湾沿岸基本計画」の21世紀の森公園周辺のエリアコンセプト))

⑤デジタル技術の導入並びにカーボンニュートラルへの貢献

a) デジタル技術の導入

案内版の改修に際し、施設の案内、利用状況、イベントの発信等デジタルサイネージ(ディスプレイ等の電子的な表示機器を使って情報を発信)の導入を検討する。

b) カーボンニュートラルへの貢献

カーボンニュートラルへの貢献するため、公園内の建物、施設への自然エネルギー等の導入を検討する。

また、改修する公園内の外灯については照明のLED化の活用を検討する。

(4) 事業範囲

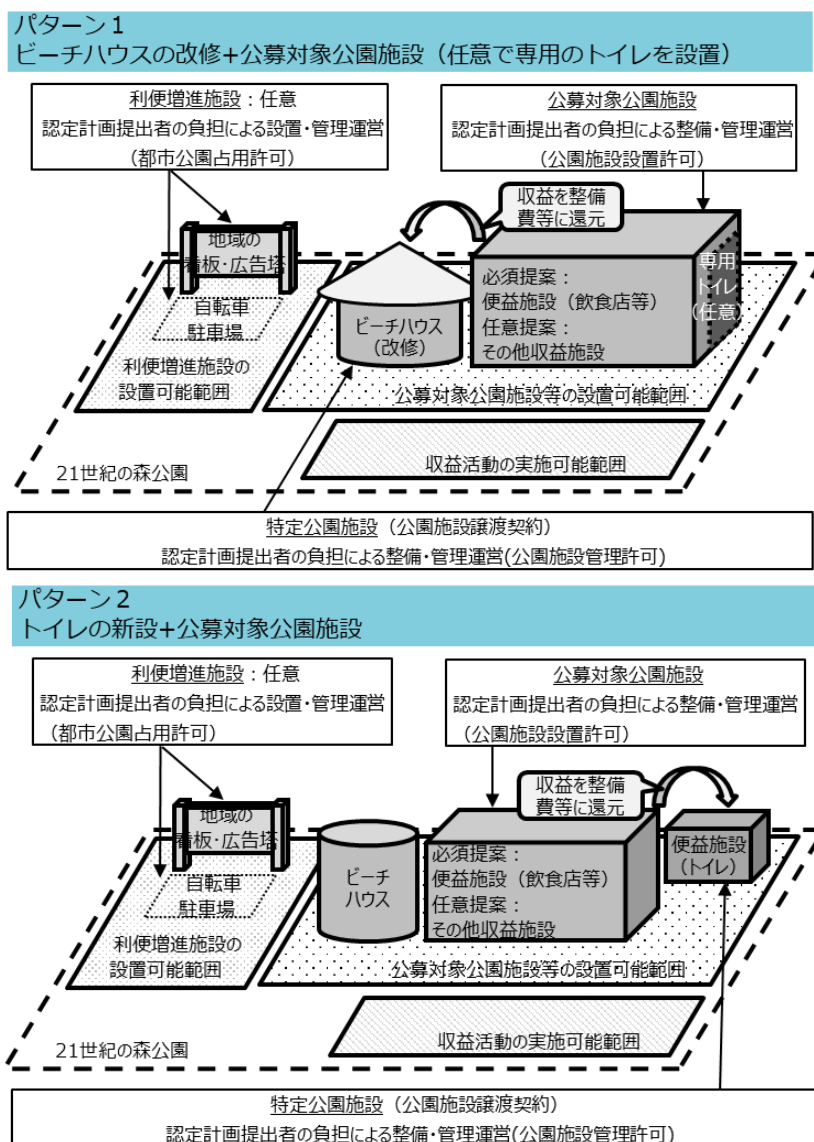
事業者には、21世紀の森公園において、以下の業務を行っていただきます。

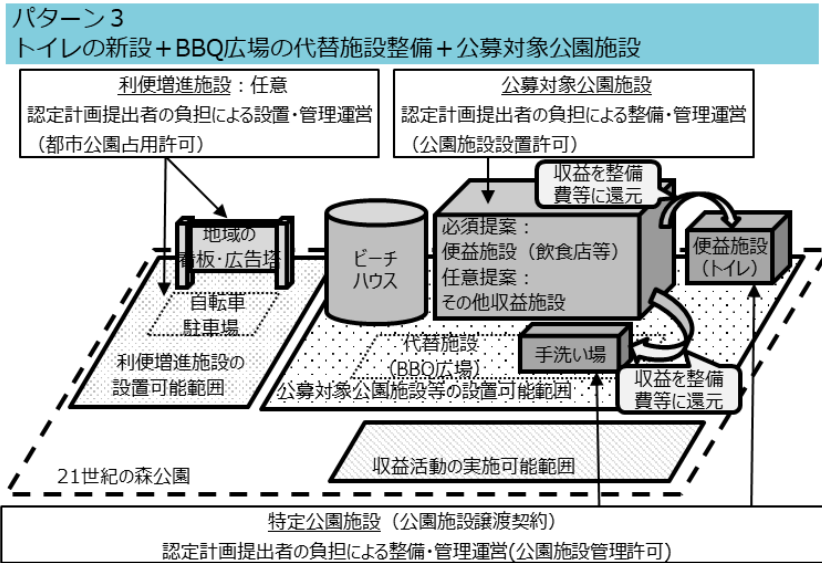
- ① 公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- ② 特定公園施設の設計業務
- ③ 特定公園施設の建設業務
- ④ 特定公園施設の譲渡業務
- ⑤ 特定公園施設の管理運営業務
- ⑥ 利便増進施設の設置及び管理運営業務（任意）

(5) 事業イメージと役割分担

① 事業イメージ

事業イメージは、以下の3パターンが考えられます。事業対象エリアに対して、認定計画提出者が提案・設定したエリアの管理を行ってください。





② 費用負担及び役割分担

項目		公募対象公園施設	特定公園施設	利便増進施設(任意)
提案概要		整備対象区域内において、以下の提案とする。 ・新規施設として、飲食機能を有する施設を設置すること(必須) ・新規施設は、飲食機能を有する施設以外も設置可能である(任意) ・規模、数量、配置、管理運営計画は認定計画者の提案とする	整備対象区域内において、以下の提案が可能である。 ・①既存ビーチハウスの改修、②トイレの新設(公募対象公園施設への併設可)、③トイレの新設(公募対象公園施設への併設可)と既存BBQ広場の代替施設をイベントドームに整備、のいずれかを必須提案とする ・駐車場の整備は任意提案とする(任意) ・規模、数量、配置、管理運営計画は認定計画者の提案とする	整備対象区域内において、以下の提案が可能である。 ・自転車駐車場の整備が可能である ・地域における催しに関する情報提供のための看板・広告塔の整備が可能である ・規模、数量、配置、管理運営計画は認定計画者の提案とする
設計 整備 段階	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	名護市と認定計画提出者の関係	設置許可 (工事中の使用料は免除)	工事中は占用許可 (工事中の使用料は免除) 整備後は名護市に譲渡	占用許可 (工事中の占用料は免除)
管理 運営 段階	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	名護市と認定計画提出者の関係	設置許可	管理許可 (使用料は免除)	占用許可
	財産管理	認定計画提出者	名護市	認定計画提出者

※インフラ整備は、各インフラ管理者と協議を行い、認定計画提出者の負担で整備してください。
 ※既存の水道管については、設置から期間が経過しているため、経年劣化しております。公園施設の機能を継続的に維持するため、令和10年度を目処に水道管の全面改修工事(ループ化)を予定しております。改修工事までの期間は、既存の水道管を活用してください。

(6) 事業の流れ

① 公募設置等予定者の選定

本市は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、21世紀の森公園周辺エリア活用推進事業選定委員会（以下「委員会」という。）に意見聴取し、公募設置等予定者を選定します。

② 公募設置等計画の認定

本市は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、本市は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

③ 基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、本市との間で、協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

④ 公募対象公園施設の設置、管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第5条に基づく設置許可により、公募対象公園施設の整備、維持管理及び運営を行っていただきます。

なお、工事中の設置許可に係る公園使用料は全額免除します。

⑤ 特定公園施設の設計・建設、市への譲渡

特定公園施設に係る設計及び建設は、認定計画提出者の負担において実施していただき、整備完了後、市に無償で譲渡していただきます。

なお、工事中の占用許可に係る公園使用料は全額免除します。

⑥ 特定公園施設の管理運営

全ての特定公園施設の引き渡しを終了した時点において、都市公園法第5条に基づく管理許可により、認定計画提出者に管理運営していただきます。

なお、特定公園施設の管理許可に係る公園使用料は全額免除します。

⑦ 利便増進施設の設置、管理運営（任意）

認定計画提出者が認定計画に基づき設置する利便増進施設は、都市公園法第6条に基づく占用許可により設置し、認定計画に基づき管理運営を行っていただきます。

なお、利便増進施設の工事中の占用許可に係る占用料は全額免除します。

(7) その他

① 海岸を活用したイベント等に関する手続き

原則として海浜において、金銭の授受等は認められておりませんので、営利を目的としたイベント等を実施する場合には、沖縄県北部土木事務所との協議が必要となります。占有をする場合には、沖縄県海岸管理規則（昭和58年3月31日規則第19号）第3条に基づく許可申請を行い、沖縄県海岸占用料等徴収条例（平成12年3月31日条例第41号）に定める占用料を支払っていただきます。

また、海面を活用する場合には、北部土木事務所および名護市漁協組合と協議する必要があります。加えて、海域内において、イベントを実施する際には、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年10月21日条例第29号）第11条に基づき、10日前までに公安委員会への届け出を行っていただきます。

② 海岸の活用に関するサービス水準

海浜を利活用する場合は、ビーチ監視業務（参考資料10）及びビーチハウスの管理運営業務を行っていただきます。現状の管理運営業務（参考資料12）を参考に提案してください。

また、ビーチを利活用する場合は、新たにハブクラゲ侵入防止ネット及び監視員の設置を行ってください。

③ BBQ 広場の活用に関するサービス水準

既存 BBQ 広場を活用して公募対象公園施設を整備する場合、ビーチハウス及び BBQ 広場管理運営業務（参考資料12）を行っていただきます。

代替施設に関しては、活用する既存 BBQ 広場と同等の区画数を整備してください。

※ただし、本資料 P.5 に示すパターン1またはパターン2の場合、ビーチハウス及び BBQ 広場管理運営業務は任意提案となります。

④ 花火の打ち上げイベント等における運営上の協力

浮島周辺において、花火を打ち上げるイベント等を実施する場合があります。その際、事業対象エリア周辺の園路、駐車場、広場等への車や人の出入りを制限する可能性がありますので、ご留意ください。該当するイベントの開催時には、別途協議を行います。

2. 公募対象公園施設等の設置等に係る事項

(1) 公募対象公園施設の種類

公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定される休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台又は集会所であり、当該施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充当できると認められるものとします。

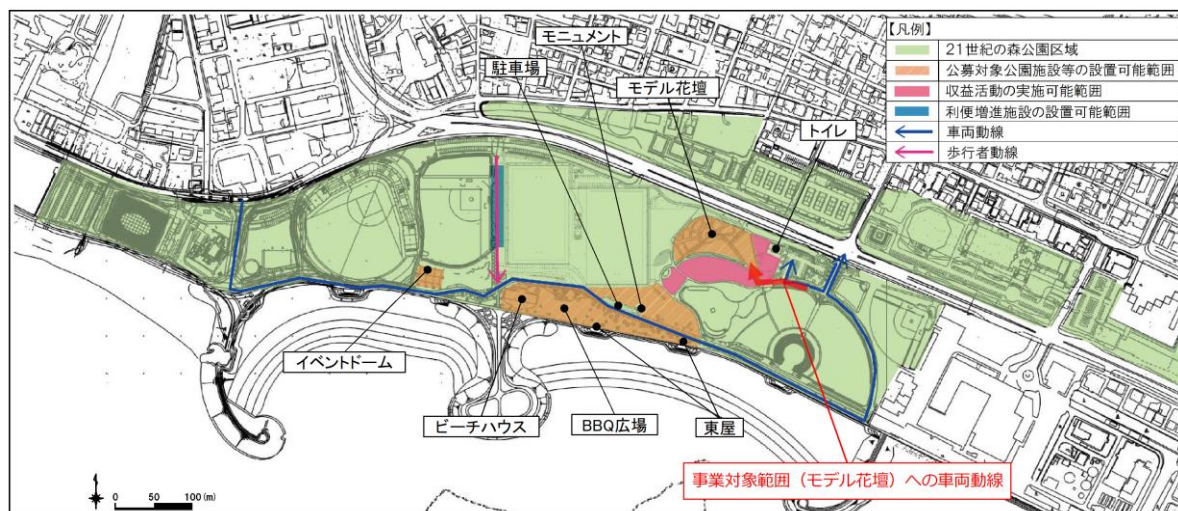
提案を求める公募対象公園施設の種類は、以下の通りとし、21世紀の森公園の魅力向上に資する便益施設等を提案してください。必須提案以外のその他の提案は任意提案とします。また、提案内容の詳細は選定後に市との協議の上決定するものとします。

- ・必須提案：便益施設（飲食機能を有する施設）
- ・その他提案：都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定される休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設（飲食店を除く）、展望台又は集会所等に該当するもの

公募対象公園施設の営業時間は、公園の開園時間（9:00～22:00）に準ずるものとしてください。

(2) 公募対象公園施設の場所及び規模

公募対象公園施設の設置が可能な区域は、下記の図に示す範囲（約22,000㎡）です。



事業可能なエリア	取扱い
公募対象公園施設等の設置可能範囲	公募対象公園施設、特定公園施設の設置可能範囲
収益活動の実施可能範囲	看板・広告塔などの利便増進施設の設置可能範囲 ※公募対象公園施設、特定公園施設を含む上記以外の工作物の設置は不可 ※現状の芝生や植栽を活かした広場としての活用が可能
利便増進施設の設置可能範囲	歩行者動線上に看板・広告塔などの利便増進施設の設置可能範囲 ※公募対象公園施設、特定公園施設を含む上記以外の工作物の設置は不可

本事業における建築可能面積は、以下のとおりです。

公募対象公園施設の規模は、特定公園施設の建築面積も含めて建築可能面積以下とさせていただきます。

項目	面積
建築可能面積	5,000 m ²

設置可能範囲内にある公園施設のうち、移設も撤去もできない施設、代替機能の提案があれば撤去可能となる施設の一覧は以下のとおりです。

公園施設	取り扱い
ビーチハウス※	<ul style="list-style-type: none"> ・特定公園施設として提案する場合、改修等（建て替えを含む）する必要があります。 ・建て替える場合は、公募設置等計画の認定前に、名護市及び沖縄総合事務局と協議する必要があります。 ・特定公園施設として提案しない場合であっても、認定計画提出者が管理運営を行うことが望ましいです。また、海浜を利活用する場合は、管理運営を行う必要があります。
モデル花壇※	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、撤去が可能です。 ・撤去する場合は、公募設置等計画の認定前に、名護市及び沖縄防衛局と協議する必要があります。 ・事業対象範囲への車両動線を整備する場合は、赤矢印のルートの基本とし、名護市と協議する必要があります。
BBQ 広場	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地を活用し、公募対象公園施設を設置する場合は、イベントドームに代替施設を整備する必要があります。 ・代替施設では、既存の水道設備を改修し、BBQ が可能な手洗い場等を整備すること。 ・既存 BBQ 広場及び代替施設の利用料金は、現在の料金設定を維持すること。
イベントドーム	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、移設・撤去不可です。 ・既存 BBQ 広場の敷地を活用し、公募対象公園施設を設置する場合は、BBQ 広場の代替施設として、管理運営を行う必要があります。 ・BBQ 広場の代替施設以外として、利活用することも可能です。
モニュメント 名称：とぼいんふえにてい〜	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去不可です。移設する場合は、名護市との協議が必要です。
サッカー・ラグビー場南側 駐車場（10 台）	<ul style="list-style-type: none"> ・移設・撤去不可です。
東屋（2 棟）	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、移設・撤去不可です。

※財産処分に係る費用（撤去費用、図面作成、手数料等）は、認定計画提出者で負担していただきます。

本公園の基本設計時には、市街地や周辺の景観との結びつきを示した「環境構造線」が設定されています。公募対象公園施設の建設にあたっては、以下に示す構造線に配慮した設計を行ってください。

【環境構造線の趣旨】

名護のとりまく大自然を埋立地に取り込み、市街地との結びつきを強くし、周辺環境の良さに取り込む。

【事業対象範囲に影響のある環境構造線】

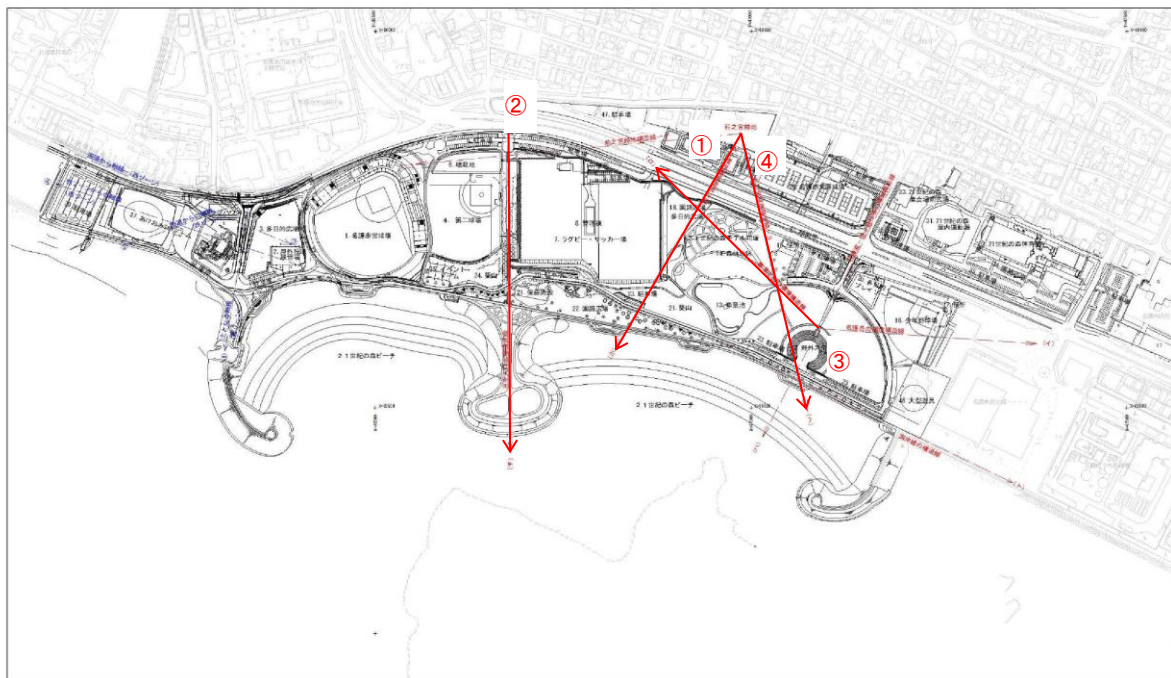


図 2-11 21 世紀の森公園の環境構造線

- ① 前之宮緑地構造線—2
森林の森を意識させる線
- ② 宮里入口広場構造線
市街地の最西端から敷地内に斜めに入る構造線。10m 大緑道の末端、グラウンドへのメインとなる入口広場の環境構成に関連する。
- ③ 嘉津宇岳の環境構造線
嘉津宇岳の景観を多目的広場や森林地区に引き込む。
- ④ 前之宮緑地構造線—3
前之宮緑地の森を意識させる線

(3) 管理運営開始の時期

公募対象公園施設の設置許可の時期は、工事着手日（令和6年4月以降を想定）とし、具体的な時期は基本協定書の締結後、市との協議によって決定します。基本協定締結から工事着手までの期限は、2年以内とします。

(4) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

公募対象公園施設の設置許可に係る使用料の最低額は以下のとおりです。年間使用料（税抜）及び対象面積を提案してください。なお、工事中の使用料は全額免除します。

設置許可の使用料の下限	648 円/㎡年 以上
-------------	-------------

※条例等の変更により金額を見直した場合は、条例等で定める額を占用料として徴収します。

(5) 特定公園施設の建設に関する事項

① 特定公園施設の建設について

特定公園施設は①既存ビーチハウスの改修又は②トイレの新設を必須提案とします。

ただし、既存の BBQ 広場を活用して公募対象公園施設を整備する場合は、代替としてイベントドームへの BBQ 広場を整備することで、当該代替施設を特定公園施設として取り扱います。その場合、②の整備は必須提案とします。再整備した BBQ 広場は、認定計画提出者によって、管理運営を実施してください。

駐車場の整備は、任意提案とします。（現況の公園駐車場を活用する方針としても問題ありません。）

上記の施設以外も提案する場合は、公園利用者がくつろげるような空間を提案してください。

特定公園施設の整備が可能な範囲は、原則、公募対象公園施設の整備範囲内とします。

なお、工事中の公園使用料は全額免除します。

特定公園施設の規模は、(2) 公募対象公園施設の場所及び規模に記載のとおりです。

【ビーチハウスの現況施設】

<男子トイレ・シャワー室>

小便器 6基

大便器 4基

手洗い場 6か所

シャワー 14ブース

<女子トイレ・シャワー室>

大便器 6基

手洗い場 6か所

シャワー 14ブース

【BBQ 広場の現況施設】

・区画数：17区画（9×9mうち1箇所12×12m）

・附帯施設：ビーチハウスに併設する手洗い場（6箇所）

※イベントドームへの代替施設確保の場合、1区画の大きさを減らして、最低10区画確保できるようにすること。

※手洗い場は、イベントドームに2箇所水道が整備されているため、その水道を活用して2箇所以上手洗い場を整備すること。

② 市による特定公園施設の整備費用の負担

特定公園施設の整備にあたっては、整備費用は全額事業者負担とします。

(6) 利便増進施設の設置に関する事項

① 利便増進施設の設置について

利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案してください。設置できる施設は、自転車駐車場、地域における催しに関する情報提供のための看板・広告塔です。

(ア) 自転車駐車場

- ・対象区域内に、公共自転車駐車場やレンタルサイクルポートなど公園利用者に限定しない自転車駐車場を設置することが可能です。
- ・自転車駐車場から得られる収入は認定計画提出者の収入とすることが可能です。
- ・設置場所や規模等については、認定計画提出者の提案により協議のうえ決定するものとします。

(イ) 看板・広告塔

- ・対象区域内に、地域における催しに関する情報の提供を主たる目的とした看板や広告塔を設置することが可能です。
- ・設置場所や規模等については、認定計画提出者の提案により協議のうえ決定するものとします。

② 利便増進施設を設置する場合の占用料

利便増進施設を設置する場合の占用料は以下のとおりです。なお、工事中の占用料は全額免除します。

■ 占用料 648 円／㎡年

※条例等の変更により金額を見直した場合は、条例等で定める額を占用料として徴収します。

(7) 都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置

① 公募対象公園施設及び利便増進施設周辺の園地等に係る清掃等に関する事項

日常的な維持管理を実施する園地等の範囲及び維持管理の内容について下記の内容を必須事項として提案してください。

現在の周辺の園地に対する日常的な維持管理は、名護市が委託業務として発注しています。

認定計画提出者は、原則、P.9 で示した公募対象公園施設の設置範囲、収益活動の実施可能範囲、利便増進施設の設置可能範囲のうち事業提案いただいた範囲について、名護市に代わっ

て認定計画提出者の負担で清掃、植栽管理等の日常的な維持管理を行ってください。現状のサービス水準を下表に示します。

項目	サービス水準
木々の伐採・剪定	夏場は多い時で月 2 回以上、冬場は月 1 回程度
海浜施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 潮や風などで砂が歩道まで上がってくるため、それを砂浜に戻す作業（適宜） ・ 出島、遊歩道などの軽微な補修
海浜施設の美化清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芝刈り（月 2～3 回）、除草・枝打ち（年 2～3 回）、ゴミ拾い（適宜） ・ ゴミ拾いについては、遊泳期間中はビーチ監視委託業者が実施（遊泳区域周辺のみ） ・ 年に 4～5 回、ボランティア活動でビーチクリーンあり

② 特定公園施設の管理運営に関する事項

特定公園施設は、都市公園法第 5 条に基づく管理許可により、認定計画提出者に管理運営していただきます。公園利用者の安全面や衛生面に配慮した適切な管理運営方法を提案してください。

なお、特定公園施設の管理許可に係る公園使用料は全額免除します。

③ 市による特定公園施設の管理運営費用の負担

特定公園施設の管理運営費用は、認定計画提出者にすべて負担していただきます。

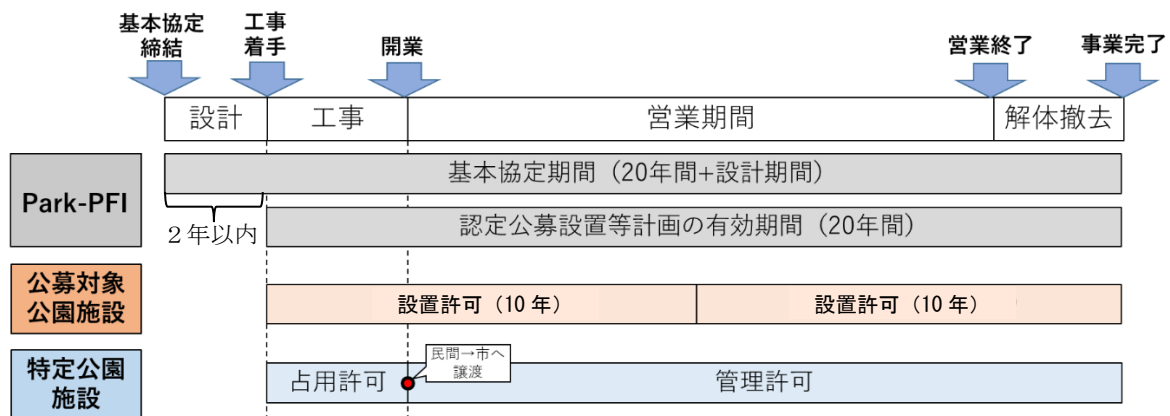
(8) 原状回復の義務

公募対象公園施設の設置許可期間が終了する際は、認定計画提出者の責任及び負担において、原状回復をすることを基本とします。原状回復義務の詳細については基本協定書案（別紙 1）をご参照ください。

(9) 認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、認定計画に基づく工事着手から 20 年以内とします。

なお、公募対象公園施設の設置許可期間は、許可日から 10 年以内としますが、本市は、当該期間内に認定計画提出者から設置許可の更新の申請があった場合は、上記認定の有効期間内で許可を与えることとします。ただし、設置許可期間には、公募対象公園施設の設置や撤去（原状回復）の期間も含まれます。



3. 公募の実施に関する事項等

(1) 公募への参加資格

① 応募の制限

次の項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。

- ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている法人
- イ 当該法人の設立根拠法に規定する解散または精算の手続きに入っている法人
- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する法人
- エ 応募の日から、公募設置等予定者決定通知日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱第 2 条第 1 項による指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない法人
- オ 最近の 2 年間に於いて、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- カ 暴力団の排除に関し、次のいずれかに該当する法人
 - a. 応募の日から公募設置等予定者決定通知日までの間に於いて、名護市暴力団等排除条例第 2 条に規定する暴力団排除措置の対象である法人。（本件については、当該合意書における「契約等」に準じて取り扱うものとします。以下同じ。）
 - b. 応募の日以前に於いて、名護市暴力団等排除条例第 2 条に規定する排除措置の対象であった法人。ただし当該排除措置の対象外となった日から 3 年を経過した法人を除く。
- キ 選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している法人

② 応募者の資格

- ア 応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人の団体（以下「応募団体」という。）に限ります。
- イ 団体に於いて応募する場合は、公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人として、代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めてください。
- ウ 公募対象公園施設を所有し、設置許可を受ける法人として、代表法人等により SPC（特定目的会社）を設立することが望ましいです。

- エ 応募法人又は応募団体を構成する代表法人及び構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととします。
- オ 応募法人等の内で、特定公園施設の管理・運営業務を実施する法人を定めてください。当該法人は、施設の管理・運営について、過去 10 年以内に本業務と類似した施設の管理・運営実績を備えることとします。
- カ 応募法人等の内で、公募対象公園施設及び特定公園施設の設計及び監理業務を実施する法人を 1 社以上定めてください。当該法人は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること、過去 10 年以内に本業務と類似した施設の設計・監理実績を備えることとします。
- キ 応募法人等の内で、公募対象公園施設及び特定公園施設の建設業務を実施する法人を 1 社以上定めてください。当該法人は、令和 5 年度及び令和 6 年度名護市競争入札参加資格審査において、申請区分「建築一式」、申請業種「土木一式」の競争入札参加資格を有すると認定されている者、名護市の指定給水装置工事業者に指定された者、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく、建築一式工事につき特定建設業の許可を得た者を含むこととします。また、過去 10 年以内に本業務と類似した施設の建設工事実績を備える者も含むこととします。
- ク 測量を実施する場合は、測量法に基づく測量士の有資格者を含み、沖縄県土木建築部「測量業務共通仕様書」に基づき実施することとします。
- ケ 代表法人は公募対象公園施設の整備及び特定公園施設の整備・譲渡、利便増進施設の整備について、当該業務の遂行に関する責務を負うこととします。
- コ 情報公開、個人情報の保護について市の制度に準じた措置を講じることができることとします。
- サ 名護市情報セキュリティ基本方針に合意し、遵守できる体制であることとします。
(ISO/IEC27001 及び ISMS 又は P マーク等を認証取得している者は、その写しにより代えることができます。)

⑤ 応募条件

- ・ 応募法人は、他の応募団体の代表法人又は構成法人となることはできません。
- ・ 設置等予定者選定後は、自己都合による辞退はできません。

(2) 提供情報

公募設置等計画の作成にあたっては、以下の資料を参照してください。

参考資料 1 : 公園平面図

参考資料 2 : 対象区域周辺の詳細図

参考資料 3 : 既設埋設管位置図

参考資料 4 : 地質調査結果

参考資料 5 : 工事の留意事項

参考資料 6 : ビーチハウス図面(建築・機械設備・電気)

参考資料 7 : 公園利用者のアンケート結果

参考資料 8 : 21 世紀の森整備計画(改訂)

参考資料 9 : 駐車場台数の整理

参考資料 10 : ビーチ監視業務仕様書

参考資料 11 : 整備計画範囲内の樹木および記念樹の配置状況

参考資料 12 : ビーチハウス及び BBQ 広場管理運営業務仕様書

(3) リスク分担

本事業における主なリスクについては、原則として下表に示す負担区分としますが、本市と認定計画提出者の間で別途締結する基本協定を優先するものとします。

リスク項目	リスクの内容	リスク分担		
		市	認定計画提出者	
共通	公募書類	●		
	資金調達	●	●	
	許認可取得	本市が取得すべき許認可の遅延に起因する損害及び増加費用	●	
		認定計画提出者が取得すべき許認可の遅延に起因する損害及び増加費用		●
	法制度、税制度、許認可の新設・変更		●	
	住民対応	本市が実施する住民対応	●	
		認定計画提出者が実施する住民対応		●
	第三者賠償	本市に責めがある場合（認定計画提出者にも責めがある場合を除く。）において第三者に与えた損害の賠償	●	
		認定計画提出者に責めがある場合において第三者に与えた損害の賠償		●
	環境	認定計画提出者が行う本事業に起因する有害物質の排出、漏洩、工事等に伴う騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光、臭気への対応とそれらに起因する損害及び増加費用		●
	本事業の中止、延期又は遅延	本市の事由による事業の中止、延期又は遅延	●	
		認定計画提出者の事由による事業の中止、延期又は遅延		●
	不可抗力	自然災害や公衆衛生上の事態等の不可抗力による本事業の変更、中止、延期、臨時休業等により生じる損害及び増加費用		●
	協定締結の中止	本市及び認定計画提出者のいずれにも帰責できない事由により生じる損害	●	●
	設計	本市の提示条件、指示の不備等本市の事由による変更等に起因する損害及び増加費用	●	
		認定計画提出者の事由による変更等に起因する損害及び増加費用		●
	用地	事業区域の土壌汚染及び地中埋設物に起因する損害及び増加費用		●
	工事の遅延、供用開始の延期又は遅延	本市の提示条件、指示の不備等本市の事由に起因する損害及び増加費用	●	
		上記以外の事由に起因する損害及び増加費用		●
	工事費の変動	本市の事由に起因する工事費の変動	●	
上記以外の事由による工事費の変動			●	

リスク項目	リスクの内容	リスク分担		
		市	認定計画提出者	
公募対象公園施設の管理運営	施設の損傷	本市の指示に起因する施設の損傷	●	
		上記以外による施設の損傷		●
	管理・運営費の増大	本市の事由による事業内容や用途、サービス等の変更に起因する管理・運営費の増大	●	
		本市の事由以外の要因による管理・運営費の増大		●
	紛失、盗難	備品の紛失、盗難		●
	備品更新	認定計画提出者が設置する備品の更新費用		●
	修繕コスト	大規模な修繕		●
		小規模な修繕		●
利用者対応	認定計画提出者の業務範囲に関する利用者からの苦情やトラブル等への対応		●	
特定公園施設の管理運営	施設の損傷	本市の指示に起因する施設の損傷	●	
		上記以外による施設の損傷		●
	物価変動 需要変動 管理・運営費の増大	本市の事由による事業内容や用途、サービス等の変更に起因する管理・運営費の増大	●	
		本市の事由以外の要因による維持管理費・運営費の増大		●
	紛失、盗難	備品の紛失、盗難		●
	備品更新	市が設置する備品の更新費用	●	
		認定計画提出者が設置する備品の更新費用		●
	修繕コスト	大規模な修繕		●
小規模な修繕			●	
利用者対応	認定計画提出者の業務範囲に関する利用者からの苦情やトラブル等への対応		●	

(4) 事業破綻時の措置

認定された公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者は本市の承認を得て、別の民間事業者へ事業を承継するか、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を撤去し、更地にして返還していただく必要があります。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・更地返還を行わない場合、市は、認定計画提出者の代わりに公募対象公園施設の撤去・更地工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

4. 公募の手続きに関する事項等

(1) 日程

公募及び事業の日程は以下の通りの予定です。ただし、都合により変更となる場合があります。

公募設置等指針の交付	令和5年10月13日（金）～令和6年1月12日（金）
公募設置等指針等説明会申込期限	令和5年10月19日（木）12時まで
公募設置等指針等説明会	令和5年10月23日（月）
質問書受付	令和5年10月17日（火）～令和5年11月14日（火）
質問書回答	令和5年11月20日（月）までに回答
応募申込期間	令和5年11月22日（水）～令和5年12月5日（火）
公募設置等計画の受付	令和5年11月22日（水）～令和6年1月12日（金）
プレゼンテーション	令和6年1月（予定）
公募設置等予定者等の通知	令和6年1月（予定）
公募設置等計画の認定	令和6年2月（予定）
基本協定締結	令和6年3月（予定）
認定計画提出者による工事	令和6～7年度（予定）
供用開始	令和7年度中（予定）

(2) 応募手続き

① 公募設置等指針の交付

公募設置等指針については、以下のとおり配布します。

配布期間：令和5年10月13日（金）～令和6年1月12日（金）

配布場所：名護市役所 東棟2階 政策推進課窓口

名護市ホームページ

<https://www.city.nago.okinawa.jp/articles/2023090500050/>



② 公募設置等指針等説明会

公募設置等指針等説明会を以下のとおり開催します。説明会に参加される場合は、事前に申し込みが必要ですので、以下のとおり申し込みをしてください。（WEB参加も可能です。）

使用様式：様式1「公募設置等指針等説明会 参加申込書」

申込期限：令和5年10月19日（木）12時まで

申込方法：電子メール

アドレス：seisakusuisin@city.nago.lg.jp

申込先：「21世紀の森公園周辺エリア活用推進事業」担当

開催日時：令和5年10月23日（月）

午前の部：10時～、午後の部：14時30分～

開催場所：名護中央公民館 小ホール

参加人数：1社あたり2名まで

※WEB参加の場合は、記載頂いたメールアドレスにURLをお送りします。

③ 公募設置等指針に対する質問及び回答

本指針の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。
回答内容については、本指針と同等の効力を持つものとします。

使用様式：様式2「質問書」

受付期間：令和5年10月17日（火）～令和5年11月14日（火）17時まで

提出方法：電子メール

※件名（subject）は「21世紀の森公園質問」と記載してください。

アドレス：seisakusuisin@city.nago.lg.jp

提出先：名護市 企画部 政策推進課 政策推進係

回答日：令和5年11月20日（月）までに回答

回答方法：質問書を提出された方全員のメールアドレスへ回答します。

④ 応募申込期間

本事業へ参加を希望する場合は、下記の通り、応募申込を行ってください。

- ・ 申込期間 令和5年11月22日（水）～令和5年12月5日（火）17時まで
- ・ 提出様式 「応募申込書類一覧」参照
- ・ 提出方法 直接持参又は書留郵便
- ・ 提出先 名護市企画部政策推進課（(3)事務局）のとおりに
※申込前に必ず事業範囲及び関係法令を確認してください。また、現地調査を行う場合は、事前に名護市企画部政策推進課までご連絡ください。

⑤ 公募設置等計画等の受付

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等は、以下の注意事項及び公募設置等計画等関係書類一覧に従って提出してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置等計画は受理しません。

使用様式：「公募設置等計画等関係書類一覧」の通り（指定のない場合は任意様式）

受付期間：令和5年11月22日（水）～令和6年1月12日（金）17時まで

受付場所：名護市役所 東棟2階 政策推進課窓口

提出方法：受付場所へ持参

<公募設置等計画等作成の注意事項>

- ・ 公募設置等計画等の提出は1応募法人（1応募団体）1提案とします。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・ 関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画等関係書類を作成してください。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。

- ・ 公募設置等計画等関係書類の提出後の変更は認めません。
- ・ 必要に応じて公募設置等計画等関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- ・ 「4. 公募設置等計画」は1～3と分け、A4 及び A3 判横書き、左綴じとし、ページを付して提出してください。
- ・ 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。
- ・ 公募設置等計画等関係書類一式を電子データ化したものを CD-R にて 1 部提出してください。
- ・ データは PDF 形式として、テキスト情報を含んだものとします。

公募設置等計画等関係書類一覧（案）

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 応募申込書関連書類		—	—
(1) 応募申込書	様式 3	1 部	1 部
(2) 共同事業体構成員調書	様式 4	1 部	1 部
(3) 誓約書	様式 5	1 部	1 部
(4) 委任状	様式 6	1 部	1 部
2. 応募制限関連書類（応募団体にあつては、代表法人及び構成法人のすべてについて提出）		—	—
(1) 定款又は寄付行為の写し		1 部	1 部
(2) 法人登記簿謄本及び印鑑証明		1 部	1 部
(3) 役員名簿	様式 7	1 部	1 部
(4) 法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書 ※未納がない証明でもよい。		1 部	1 部
(5) 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）、注記等」（直近3年間）の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表		1 部	1 部
(6) 事業報告書・事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。		1 部	1 部
(7) 財務状況表	様式 8	1 部	1 部
3. 応募資格関係書類（該当する法人について提出）		—	—
(1) 一級建築士事務所登録を証する書類の写し		1 部	1 部
(2) 設計・監理実績を証する書類	様式 9	1 部	1 部
(3) 名護市の指定給水装置工事事業者を証する書類		1 部	1 部
(4) 特定建設業許可通知書の写し		1 部	1 部
(5) 建設工事实績を証する書類	様式 10	1 部	1 部
(6) 管理運営の実績を証する書類	様式 11	1 部	1 部
4. 公募設置等計画		—	—
公募設置等計画 概要書	様式 12	1 部	12 部
公募設置等計画	様式 13	1 部	12 部
(1) 事業の実施方針 ①本公園の方針、特性等を踏まえた事業運営の基本的な考え方（事業コンセプト） ②公園の整備方針を踏まえた、名護市の観光名所となる提案		—	—
(2) 事業実施体制 ①代表法人、構成法人、協力法人等の役割分担・責任体制、業務の実施体制、緊急時の連絡体制、人員の配置計画、市との連絡体制・方法 ②応募法人の商号、住所等の記載		—	—
(3) 施設の整備計画（共通事項） ①施設の配置計画（全体平面図） ②建設一般図（公募対象公園施設及び特定公園施設） ③提案施設の配慮事項 ④事業全体のスケジュール（基本協定締結から事業終了まで） ⑤施工計画		—	—
(4) 公募対象公園施設の整備計画		—	—

①公募対象公園整備の概要 ②事業用途別施設概要			
(5) 特定公園施設の整備計画 ①整備計画の概要 ②特定公園施設の整備計画		—	—
(6) 利便増進施設の設置及び管理運営に関する事項 ①施設別の概要 ②構造図(配置図・平面図、立面図、断面図等)		—	—
(7) 施設の管理運営計画 ①用途別施設の管理運営計画 ②公募対象公園施設及び利便増進施設の周辺の園地等に係る清掃等に関する提案 ③以下を踏まえた管理運営計画		—	—
(8) 事業計画 ①現実的な投資計画や資金計画、継続的な事業計画 ②事業撤退に至るリスクと対応方針 ③本市上位計画等に対応した事業内容		—	—
(9) 公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設の整備面積・投資額概要 ①公募対象公園施設の整備面積(総面積) ②公募対象公園施設の投資額(総額) ③特定公園施設の整備面積(総面積) ④特定公園施設の投資額 ⑤利便増進施設の整備面積(総面積) ⑥利便増進施設の投資額		—	—
(10) 公募対象公園施設の使用料		—	—
5. 資金計画及び収支計画	様式14	1部	12部
6. 参加辞退届	様式15	1部	1部

(3) 事務局

名護市 企画部 政策推進課 政策推進係

21世紀の森公園周辺エリア活用推進事業担当(小那覇、大城)

住 所：〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号

電 話：0980-53-1212(代表)／FAX：0980-53-6210

メールアドレス：seisakusuisin@city.nago.lg.jp

(4) 受付時間

公募設置等計画等の受付を含め、すべての事務取扱は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(5) 審査方法等

① 審査の流れ

以下の手順に従って審査します。

ア 第一次審査

提出されたすべての公募設置等計画等について、法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査します。

a 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

b 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

c 本指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

イ 第二次審査

第一次審査を通過した提案は、委員会において、③で示す評価の基準に沿って審査します。

応募者には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。なお、プレゼンテーションは公募設置等計画の具体性や実現性などについて補足の説明や質疑を行うために実施するものであり、プレゼンテーションで公募設置等計画に記載のない新たな提案を行っても、その内容は評価対象としないものとします。

② 選定委員会

本市は公募設置等計画の審査にあたり、選定委員会を設置します。

選定委員会では、応募者から提出された公募設置等計画について③の評価項目、内容に基づき審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定します。

なお、審査の結果によっては、最優秀提案及び次点提案の一方又は両方について、該当案なしとする場合があります。

選定委員会の委員は以下のとおりです。

<選定委員会委員>

(敬称略)

	氏名	所属
委員長	東恩納 盛雄	名桜大学 国際学部 国際観光産業学科 教授
委員	瀬口 浩一	琉球大学 国際地域創造学部 経済学プログラム 教授
委員	池添 昭二	沖縄振興開発金融公庫 北部支店 支店長
委員	鎌田 広大	名護市役所 企画部 部長
委員	玉城 勝	名護市役所 建設部 部長
委員	宮城 浩二	名護市役所 地域経済部 部長

③ 評価の基準

本市は、提出された公募設置等計画について、130点を満点とし、以下の評価項目に沿って評価を行います。

<評価の項目、内容（案）>

項目	評価項目	評価の視点	配点	
事業の 方針 の実施	コンセプトとの整合性	・公募設置等計画の方針やコンセプトが対象公園や地域が求めている全体の事業コンセプトと一致しているか	10	15
	公園特性、地域特性の反映	・提案している整備計画や管理運営計画が公園特性や地域特性を反映しているか	5	
事業の 実施 体制	事業実施体制	・代表法人及び構成法人の役割分担、業務の実施体制、緊急時の連絡体制、人員の配置は適切な計画となっているか	5	25
		・市内業者との連携を図っているか	5	
	財務状況	・代表法人及び構成法人の財務に健全性はあるか	5	
	同種実績の有無	・代表法人及び構成法人の役割に応じた実績はあるか	5	
	トライアル・サウンディング等への参加	・トライアル・サウンディング及びマーケットサウンディングに参加した事業者かどうか	5	
施設の 整備 計画	施設配置計画、動線計画	・対象地の立地状況や周辺環境等に配慮し、公園全体として適切な施設配置、動線計画となっているか ・対象地への案内について、デジタルサイネージ等を活用し、公園利用者の利便性が向上する提案がなされているか	10	35
	景観、ユニバーサルデザイン等	・対象地の緑について現況の機能を阻害しない提案となっているか ・景観に配慮した建築意匠、ランドスケープが提案されているか ・既存施設との調和を考慮し、園路、ベンチ、東屋等は、北部地域の石材や赤瓦等の名護の風土を取り込んだ、既存施設と共通性のある材料、デザインで整理されているか ・整備する施設がバリアフリーやユニバーサルデザイン、多言語対応になっているか ・運営時における配慮（高齢者、子ども連れ、障害者等）がなされているか	10	
	公募対象公園施設	・公募対象公園施設は、21世紀の森公園利用者の利便の向上に資するとともに、名護市の核となる観光拠点としての話題性や独自性の高い施設提案となっているか	10	
	特定公園施設	・特定公園施設は、公募対象公園施設と一体的に整理することにより効率的な整備が図れると認められる提案となっているか	5	

項目	評価項目	評価の視点	配点	
運営計画 施設の管理	管理運営全般	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い空間やサービス水準を維持するための厳格な管理水準を提案しているか ・清掃の考え方や環境美化の視点、樹木等の保全の考え方について提案しているか ・公募対象公園施設の料金やメニュー内容、集客に向けた広報、PR 戦略やサイン計画等について優れた提案がなされているか ・イベント開催時における混雑、公園利用以外の無断駐車等、想定される課題に対する解決策が具体的に提案されているか ・災害時や緊急時における安全・安心に配慮した管理運営計画となっているか 	10	35
	既存施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ビーチハウス及び BBQ 広場の管理運営業務のサービス水準を満たす、又は上回る提案がなされているか 	5	
	地域貢献、地域の価値向上	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人材、産材活用について優れた提案がなされているか ・公園管理者との連携や市イベントへの協力など地域の活性化のための活動を提案しているか 	10	
	イベント企画	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント事業の提案が当該公園の賑わい向上や集客につながる企画の提案となっているか 	5	
	地域協働	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との連携や協働方策について評価（地域ボランティア活動や地域イベントへの参画など） 	5	
事業計画	リスク対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針について提案されているか 	5	15
	収支計画の適切性、事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・想定されている投資計画・収支計画は適切かどうか ・適切な事業スケジュールとなっているか（事業の継続性など） 	10	
価額提案	使用料設定、その他還元策	<ul style="list-style-type: none"> ・公募対象公園施設の設置許可使用料の額は基準額以上となっているか ・使用料以外の公園の維持管理に関わる費用負担の提案や収支計画に合わせた収益還元の提案があるか 	5	5
合計			130	130

④ 結果通知

選定結果は、速やかに応募法人及び応募団体の代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は審査講評（概要）とあわせて、本市ウェブサイトで公表します。

⑤ 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募法人等が、最優秀提案及び次点提案選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となることがあります。

また、本指針配布日から公募設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

(6) 公募設置等予定者等の決定

本市は、評価点の満点の6割を最低基準点とし、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を公募設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。本市が公募設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは公募設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が公募設置等予定者としての地位を取得します。

なお、審査の結果によっては、公募設置等予定者、次点者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

(7) 公募設置等計画の認定

本市は、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

なお、認定計画提出者は、市民向けの資料として、認定された公募設置等計画の概要版を作成してください。その概要版を本市ウェブサイト公表します。

(8) 契約の締結等

① 基本協定

本市は、認定計画提出者と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。基本協定の案は別紙1のとおりです。

② 設置許可

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、公募対象公園施設の設置許可を得る必要があります。

(9) 法規制等

① 法規制

提案内容は、都市公園法、名護市都市公園の設置及び管理に関する条例、建築基準法、消防法、その他各種関係法令等を遵守してください。

事業の実施に当たり必要な許認可の取得や手続きについては、事業者の負担により実施してください。

② 再委託について

認定計画提出者は、本事業の全部を第三者に委託又は請け負わせることはできません。

認定計画提出者が本事業の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は、事前に市の承諾を得てください。また、市の承諾を得て、本事業の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は、認定計画提出者の責任において当該委託先又は下請先に基本協定書の規定を遵守させてください。

③ 工事中の条件

21世紀の森公園内での工事にあたっては下記の条件を遵守してください。

- ・市との円滑な協議が可能な管理体制とすること
- ・公園利用者の安全や周辺環境へ配慮すること
- ・認定計画提出者が設置する施設の公園施設設置許可又は公園占用許可、確認申請の手続きを配慮したスケジュール管理を行うこと
- ・周囲への音や振動等に配慮すること
- ・公園利用者が各出入口間を行き来できる経路（車両及び歩行者）を確保すること
- ・公募範囲及びその周辺には上下水道管、電気等の埋設物があるため、本工事前に試掘を実施し、これらの保護に配慮して施工すること。また、工事着手前に想定できなかった地中障害物等を施工途中に発見した場合は、市に連絡し、承諾を得て施工すること
- ・本事業の実施にあたって必要となる範囲での測量や地質調査等を行い、施設の設計を行うこと

(10) その他

① 事業期間終了後の連絡体制

本事業の事業期間終了後も必要に応じて認定計画提出者に連絡する可能性があるため、事業期間終了後の連絡体制も事前に整えてください。

② 施設における事故への対応

認定計画提出者は、施設において事故等（不測の事態を含む）が発生した場合に備えてあらかじめ事故対応マニュアルを作成してください。

事故等発生時には直ちにその旨を本市へ報告し、事故等発生に伴う対外的な発表・広報・対応については本市と協議しながら行うものとします。

認定計画提出者の責に帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、認定計画提出者がその損害を賠償するものとします。

③ 自然災害等の対応

- ・風水害

台風や突発的な集中豪雨等の風水害が発生し被害が懸念されるとき、認定計画提出者は本市へ公園及び周辺の現況について通報連絡を行うとともに、本市の指示に従い必要に応じて、安全確保のための措置をとることとします。

- ・地震等

地震の発生などにより特定公園施設の工作物等が破損した場合は、直ちに本市への通報を行うとともに、本市の指示に従うこととします。